

ヤン・C・イエルデン
「ロボット工学の刑法的諸観点」
Jan C. Joerden,
Strafrechtliche Perspektiven der Robotik⁽¹⁾

今井康介

- I. 導入
- II. 文献紹介
 - 1. ライン川事件
 - 2. 人間の自由
 - 3. 刑法における自由
 - 4. 意思自由と評価の自由
 - 5. ロボットの刑法的責任？
 - 6. ロボットに対する刑法における新しい帰属構造
 - 7. ロボットの決断についての予見可能性？
- III. コメント

I. 導入

我々の生活領域には、すでに多くのロボットが進出しており、今後もロボット工学の進歩によって、さらに多くのロボットが、我々の社会に進出することが確実視されている。ロボット工学の進歩とは対照的なのは法律学である。法律学は現在に至るまで、意識的あるいは暗黙のうちに、人間を中心とした法システムを前提としてきた。それゆえ、ロボットへの法システムの対応ははまだ十分な状況にあるとは評価し難いのではないだろうか。

(1) *Jan C. Joerden*, Strafrechtliche Perspektiven der Robotik, in: Eric Hilgendorf/Jan-Philipp Günther (Hrsg.), Robotik und Gesetzgebung (Robotik und Recht Bd. 2), 2013, S. 195 ff.

今後さらにロボットの進化が進み、まるでロボットが人間であるかのように自律的に立ち振る舞う存在となり、あるいは自律的に立ち振る舞うよう期待される存在となった場合、刑法はどのように対応するのであろうか？

大きく分ければ2つの議論の可能性が存在する。それは、刑法の既存の概念を修正、加工するなどして、ロボットに対する刑法の適用可能性を切り開く立場と、端的にロボットに対する刑法の適用を否定する立場である。前者の方向性を示しているのは、ヒルゲンドルフ⁽²⁾である。ヒルゲンドルフの議論については、本稿と同時に掲載予定の伊藤嘉亮、富川雅満による紹介を参照していただきたい。

これに対し、後者の方向性を示すのは、イエルデンである。イエルデンは、ロボットに対する結果帰属が行われていない現在の刑法理論の現状を消極的に述べるにとどまらず、彼の刑法体系を前提として、積極的にロボットに対する刑法の適用を否定する議論を展開しており、ロボットと刑法に関する議論が未成熟な日本においても参照する価値が大いに認められる。それゆえ、本稿では、イエルデンの議論を取り上げ、批判的に検討することにした。

II. 文献紹介

1. ライン川事件(原文195頁以下)

ロボットが投入される領域は、広い範囲に及ぶ。ロボットは、軍事的な使用については語るまでもなく、日常生活における補助手段として、あるいは工場や農場において、さらには飛行機のいわゆる自動操縦のような交通技術にまで広く使用されている。それゆえロボットと刑法が交わる場面が生ずることになる。ロボットと刑法が関わる事例が多く考え

(2) *Eric Hilgendorf*, Können Roboter schuldhaft handeln?, in: Susanne Beck (Hrsg.), *Jenseits von Mensch und Maschine*, 2012, S. 119 ff.; *ders.*, Recht und autonome Maschinen - ein Problemaufriß, in: *Eric Hilgendorf/Sven Hötitzsch* (Hrsg.), *Das Recht vor den Herausforderungen der modernen Technik*, 2015, S. 11 ff.

られる中、イェルデンが、念頭に置いたのは、次のライン事件である。

濃霧の中、ライン川と平行に走っている運転手に対して、ナビは右に曲がれと指示を出した。すでに初老の運転手は、この指示に忠実に従い、それゆえ、彼は車両と共にライン川へと飛び込むことになり、彼の同乗者と共におぼれ死んだ。ナビは、おそらく運転者が、進路変更の際にたやすく、ここにはライン川をこえる橋が存在するわけではなく、対岸に到達するには、フェリーによる航海が必要であるということを認識するのは難しくはないであろうと予想していた。しかしながら霧であったために、乗り物の運転手は、そのことに気づかず、ブレーキもかけずにライン川へダイブした。フェリーは、ライン川の上を走行していたか、あるいは対岸に行ってしまったのであった。

この事件を、現在の刑法理論に照らし合わせて考えた場合、イェルデンによれば、運転手と同乗者の死亡結果について、ナビの製造者に責任を追求することが考えられるという。なぜならナビの製造者は、このような死亡事故が発生することを予見することが可能であり、あるいはナビの進路変更指示が、濃霧の中という例外的な状況において、誤った解釈を運転手に与える可能性が存在することを想起し、プログラミングによって回避することが出来たかもしれないからである。また運転手がフェリーの航路前に停止することを求めるようにプログラミングすることも可能であった。そうだとするとナビの製造者は、このようなシステムを持たないナビを全く売ってはならないのであろうか、さらにこれらすべての回避行動を行ったとしてもなお運転手の致死結果について、過失的に責任を負わせられるべきなのであろうか？現在の刑法理論に照らし合わせた場合には、ナビの製造者の責任を追求する余地が存在することを否定できないであろう。

さらにイェルデンは、この事件を修正した場合も示唆する。それは、ライン事件とは異なり、運転手がナビの指示には全く従わず、地図を読み、道案内をする同乗者に従っていた場合である。また車両の運転手が溺死する一方で、同乗者のみが生き残った場合において、不注意にも同乗者がフェリーの渡航地点と陸橋を見過ごした場合である。さらに地図の製造者が地図を不明瞭に記したか、あるいは誤ってフェリーを橋と記

載した場合である。これらの事例における同乗者や地図の製造者の可罰性は、先にあげた車両運転手やナビの製造者の判断と異なる推論が導かれるのであろうか？

現在の刑法理論を前提とすると、ライン事件においてもまたそれを拡張した事件においても、事故の生存者について、刑法的な責任が問題となる。これは、もちろん刑法的な責任が否定される場合も考えられるが、結局事案の細部がどうあったか、つまり霧の濃さや、警告表示がついていたかなどの点に依拠することになる。それゆえイエルデンによれば、これらの事件の本質的な部分を見ようとする場合には、ロボット(ナビ)と刑法の融合が、次の3つの視点の形で問題とされるべきであるという。

- ・ロボットは、何らかの見地において、有意的な方法で刑法的にその決断に対して責任を負わされうるのか？
 - ・刑法的な帰属の体系にロボットを包含することは、従来とは異なる帰属構造を導くことになるのではないか？
 - ・刑法的な意味におけるロボットの決断が予見可能であるということ、どのような要件の下で主張することが出来るのであろうか？
- これらの観点を重視しつつ、イエルデンは検討を行っている。

2. 人間の自由(本書197頁以下)⁽³⁾

イエルデンは、有意的な方法で(ロボットの)決断に対して刑法的に責任を負わせられうるのかという問題を、法において自由な行為を承認することがどのような役割を果たすかという観点からとらえる。この議論は、脳科学の成果や哲学などでも取り上げられることがあったが、重要なのは、法的に見た場合と、生活実践的に見た場合、さらには将来について見た場合であるとする⁽⁴⁾。

(3) より正確には、人格の自由(Freiheit der Person)である。本紹介は、ロボットと人間の対比が重要なので人間と記述した。

(4) イエルデンはこの3つの観点を、法的なテーゼ(juristische These)、生活実践的なテーゼ(lebenspraktische These)、未来学のテーゼ(futuristische These)と名付けた。

イエルデンは、自由な行為であると法的に認めることは、被告人が国家から主体として扱われることであると理解する。それゆえ、行為が自由でない場合には、まるで法的には子供のように、国家の客体として取り扱われることを意味する。イエルデンは、このことを次のような実際にあった事件を用いて説明している。

この事件は、被告人がカッセルにおいて、複数のレンブラントの絵と他の偉大な芸術家の絵に酸をかけたというものであった。加えて被告人は夜、植物の種を栽培する農園において約500のアメリガシワ(=植物の名前)を切り落とし、ハンブルクにおいて彫刻品を解体し、引き続きニコライフリー(=ハンブルクにある運河)にて、それを沈めた。さらに被告人は、約30羽のオオハクチョウを、外アルスター湖(=ハンブルク中央駅そばの湖の北側部分)にて毒殺した。ここでは責任能力(刑法20条)が問題となることが容易に想像できる。しかしながら被告人は、責任能力の欠如により無罪となりうるにもかかわらず、それを行わなかった。彼の目標はよく見ると明らかとなる。もし彼が責任無能力であるとして無罪判決が下された場合、彼は精神病院に収容され、そこでおそらく二度と解放されることはないであろう。というのも、彼を完治したとして退院させる危険をおかす精神科医はおそらく存在しないからである。それゆえ彼は懲役5年の判決を受け、その3分の2を経過したところで、良好な態度が故に再び釈放された。そのわずか後に、人々は新聞で、アウトバーンの建設予定地が完全に焼け落ちたというニュースを読むことになった。明らかになったのは、被告人が釈放のすぐ後に放火したという事実である。

この事件のように責任能力が問題となりうる事件において、被告人を自由(帰責能力あり)とすると、基本的には個別的行われた行為を考慮することだけが許され、被告人によって将来的に場合によって行われるであろうと予期されるものを考慮することは許されないことになる。この事件では、被告人は国家の客体ではなく主体的に扱われることになった。しかも、おそらく被告人は、そのことを自ら自由に決断して、そのような取り扱いを選択したのである。

さらに、イエルデンは生活実践的にも、自由を検証しようとする。つ

まり、ある行為が自由であるが、残りはそうではないと述べることに、実務上意義があるという。イエルデンは、私、主体、人間の尊厳、人格、責任、有責性といったコンセプトとが自由というコンセプトなしにはほとんど意義を有し得ないという点を別としても、人間は自由な決断に基づいてルールに従うことが出来るという。そしてイエルデンは、次のような生活実践的な例を指摘する。

例えば、イギリス滞在のはじめに、従来左側通行を全く運転したことがないのにもかかわらず、自らの車両を左側通行でカーフェリーから出発することが可能である。遅くともカーフェリーを後にするその瞬間において、左側通行のルールを遵守するかについて明らかに自由に決断することが出来る。左側通行は、生物学や心理学のあるいはその他何らかの方法で決定されるものではない。むしろ明らかに新しいルールに従うという彼の決断の帰結がそこに現れている。またカード遊びの際には、仮に昨日同じグループでラミー(=同じ数や同じ種類のカードを集めるトランプ遊び)のルールを適用した場合であっても、カナスタ(=ウルクアイから伝わったトランプ遊び)のルールを適用することを決断することが出来る。

このように生活実践的にも、イエルデンは、人間は行為を自由に決断することが出来るとするが、さらに将来的に見ても同様であり、ロボットの自由という観念と人間の自由は相容れないという。

現在まで、脳科学は脳において自由を探そうとしてきた。にもかかわらず、脳科学はいまだに自由を発見していない。経験上、自由はあっさりが見つかるものではない。そこで問題となるのは、ロボットに自由が存在することを発見できるか否かである。

例えばプログラムミスあるいはショートあるいは落雷といった偶然の摂理によっていくらかのロボットが反射能力と自意識を発展させる場合を考えてみよう。ロボットは、彼らが自由ではないということを認めるであろうか。もちろん我々は彼らがそうであることを知っている前提である。イエルデンによれば、それはまずないという。むしろロボットは、彼らが自由であることを前提とし、しかもロボットは、おそらく純粹に本能によって操縦されているように見えるであろう我々人間よりは

るかに自由であることを前提とするであろう。言い換えると、ロボットがロボットを自由であると評価することは出来るが、人間がロボットを自由であると評価することは出来ないというのである。

このようにして、イエルデンによれば、自由という要素は、将来的にも、ロボットには欠けると評価されることになる。

3. 刑法における自由(原書200頁以下)

このように重要な役割を果たす、人間には存在するもののロボットには認めがたい、自由という要素について、イエルデンは、刑法的な取り扱いには注意する必要があるという。

刑法も学問であり、規範的な学問である以上、世界がどうなっているのかを把握するだけではなく、世界がどうなるべきかを問題とせざるを得ない。しかしながら、世界はどのような有様にあるのか認識するだけではなく、どのようにあるべきかも要求されるとすると、そして同時に世界を人間の態度によってよりよいと評価される状態に進展させようとするのであれば、次のような可能性を同時に考えなければならない。それは、少なくとも人間が規則によって世界をふさわしく変更するよう義務づけられるあるいは、規則によって世界を放置するように義務づけられるという可能性である。後者はその現在の状態それ自体を保存する価値があるからではなく、現在の世界状態が規範的な評価によれば保持する価値があると評価される場合である。しかしながら義務の負担によって世界の進展に影響を与えることが出来るということを欲する者は、その際必然的に、世界を変更するかあるいは変更しないままにする可能性も義務の名宛て人が有していることを考慮することになる。なぜなら、何人も能力以上には義務を負わないので、彼の能力を超えては義務づけられないからである。

4. 意思自由と評価の自由(原書201頁以下)

以上のような考察を前提に、イエルデンは、自らの刑法体系を展開する。刑法における自由という観念は、目的的行為論によりその考察が押し進められ、意思自由と評価の自由という2つの観点を区別する視点が

切り開かれた。これは、彼の刑法的帰属の体系においても中核的な役割を果たすという。

前者に対応するのが行為帰属である。ここでは、行為の構成要件該当性を考慮して、単に刑法的に重要な結果(例えば殺人罪のコンテクストにおける人間の死)が、他の人間によってその惹起者と(例えば殺人の行為者として)関係づけて考えられるか否かが問題となる。このような行為帰属が否定される場合とは、絶対的に強制された場合である。例えば、他人から押しつけられ、デパートの窓を貫通して、ガラスを破壊してしまった場合は、器物損壊をおかしたことにはならない。

後者に対応するのが責任帰属であり、これは刑法的な責任を可能にするための自由である。例えば、成年や病気がゆえに合法と不法を区別することが出来ない者は、評価の自由を有していない。この場合、殺人行為はそれ自体として彼に帰属され、つまり刑法的に違法であるとして彼の行為は禁じられているが、彼にはその態度は有責なものとして帰属されるわけではない。なぜなら未成年や(精神)病が故に、法を知らない者は、法に従う決断も、反対する決断もすることが出来ないからである。未成年や精神病ではなく、関連する法的なルールを回避不可能な方法で知らなかった者も、責任の欠如が故に処罰され得ない。例えば、心理学の精神療法医という職業名を(これに相応する開業免許なしに)掲げることは、132条 a 第1項2文により、犯罪を意味するというを知らない者は、彼が錯誤を回避し得ない場合に限り、この規定によって処罰される。なぜなら、この規範を知らずに建物の扉に心理学の精神療法医という表札を掲げる者は、自由意思で法に反する決断をしているわけではないからである。

さらに重大な圧力下で、例えば差し迫った生命の危険において、彼の命を救うために違法に行為した者も、自由意思で法に反する決断をしているわけではない。したがって、船の事故の後、他の海難事故遭遇者を救助ボートから突きとばした者は、このことが彼にとって自らの生命を救助する唯一の可能性である場合には、有責に行為しているわけではない。

このようにして、イェルデンの見解によれば行為帰属と責任帰属という2つの帰属が、刑法的帰属の中核を構成しているとする。問題は、こ

の2つがロボットにも認められるか否かである。

5. ロボットの刑法的責任? (原書203頁以下)

イェルデンは、現在とは全く新しい責任概念が発明される場合を除けば、ロボットについて刑法的な責任を負わせることは出来ない結論づける。たしかに今後、ロボットは進化することによって、まるで自身で行為を実行するか否かを決断するような印象を我々に与えることが可能となる可能性が存在する。しかしながら、ロボットが実際に自由に行為したか否かが問題なのではない。人間の自由意思を問題とする場合であっても、実際に自由意思であったか否かは知り得ないので、第三者的観点から、この人は自由意思を有していると判断しているに過ぎないからである。したがってロボットが、第三者的観点からみてどう評価されるか否かという点が重要になる。

その際に行われるのは、チューリングテストと呼ばれるテストである⁽⁵⁾。このテストでは、人が、対象となっている装置が人工知能を具備しているか否かを判定する。ロボットがこのテストを通過するようにプログラムを作成することは技術的には不可能ではない。なぜなら、Yes/Noという二択で答えを選択させることが出来るからである。しかしながら、イェルデン自身は、ロボットがこの試験によって我々を説得できるようになるとは考えていない。その根拠は、ロボットがそのような決断を下した理由が必要であるにもかかわらず、それをロボットは理解、説明出来ないからであるという。

かつてチェスのコンピューターがチェスの世界チャンピオンと対戦し勝利したことがある。これは特定の状況と環境に限定すると、コンピューターも対話することが可能である例であって、一般的にそのような対話が出来るといって例ではない。例えば歴史や、冗談といった他のテーマでは、すぐに自らの正体、つまりコンピューターであることが発

(5) これについての検討は、*Jan C. Joerden, Maschinen mit Würde? Thesen zu einem Turing-Test für Würde*, in: *Jahrbuch für Recht und Ethik*, Bd. 20, 2012, S. 311 ff.

覚してしまう。

法律の局面において、コンピューターはますます厳しいことになる。例えば法の知・不知という刑法総論の問題についても、単純に0と1に置き換えることの出来る認識記号が問題なのではなく、その都度、法内容の解釈が必要であり、法的な評価の後付けが必要だからである。

以上のようにして、人間を基準にしてコンピューターとの違いを検討してきたが、脳科学においては人間をよくプログラミングされたロボットであると理解するものがある。イェルデンは、このような理解に立脚しないが、仮に立脚した場合に問題となる刑法的帰属について、さらに議論を行っている。

6. ロボットに対する刑法における新しい帰属構造(原書205頁以下)

イェルデンによれば、ロボットを刑法的な帰属の体系に組み込む可能性を検討する必要がある、もしこれが認められると新しい帰属構造が発生することになるという。しかし結論から述べれば、イェルデンはこの可能性を否定するのである。

先に述べたように、刑法上、ロボットの行為の取り扱いは、子供のような帰属無能力な未成年の取り扱いと同様であり、同様に評価されなければならない。それゆえ、刑法上の帰属原理をなんら変更するものではないとの結論が導かれる。

そこからさらに次のような効果が導かれる。ロボットが違法な侵害の一部を構成している場合には、ドイツ刑法32条の意味における違法な侵害者として把握されるので、正当防衛により対抗することが可能であるが、民法228条に基づき、物的な危険に対するいわゆる防御の緊急避難を援用することは出来ないという帰結である。それゆえ、ロボットが私の財産を損傷することを開始した場合には、ロボットがきわめて高価なものであったとしても、他の防御可能性が存在しない限り、ロボットを破壊することが許されることになる。

このような効果は、一見したところ、子供と異なった取り扱いのようにも見えるかもしれない。つまり子供が侵害を行っている場合には、子供の生命を奪うことまで正当化される訳ではないのにもかかわらずロ

ロボットが同様のことを行えばその生命を奪うこと(破壊)が許されるからである。しかしエルデンはこのような取り扱いの違いを、どちらも法的なコンテキストにおいて取り扱われた結果に過ぎないとする。さらに新しい帰属構造が発生しない以上、次のような帰結が導かれるという。

つまりロボットの指令は、子供が指示を行ったのと変わるところはなく、子供の指示に従っていることを理由にして免責されることがほとんどないのであるから、冒頭のナビの事例においては、運転手がナビの指示に従ったからといって免責される余地は存在しないということである。

7. ロボットの決断についての予見可能性？(原書207頁以下)

行為者の態度と刑法的に重要な結果との間に自然法則的な関係が存在する場合であっても、結果が実行の時点で予見し得ない場合には、故意犯としてもまた過失犯としても結果帰属は認められない。現在の刑法学は、一般的にこのことを認めている。

例えば、古典的な講談事例である、養育費をもはや払いたくない父親が、彼の4歳の子供に、子供が流星に当たって死ぬことを期待して草原に行かせた場合には、仮に流星が直撃した場合であっても、殺害行為が存在しない。もちろん刑法上、特別知識と言われる場合、例えば父親が天文学者であり、流星について知っている場合は別である。

そこで次に問題となるのは、行為者の態度と結果との間に第三者の態度が介在する場合である。第三者が、自由な意思に基づいて介在した場合であっても、それが常に因果性を遮断し、あるいは背後者にとつての予見可能性を否定することになるわけではない。例えば、謀殺を教唆する者は、正犯者を教唆行為によって設定された犯罪行為への衝動によって決定しており、また正犯者が謀殺を行うことを予見することが出来る。むしろ刑法において決定的なのは、第三者が自ら犯行を決断するということが、一般的生活経験の外にあるか否かである。

これをロボットの行為が介在する場合に当てはめて検討してみよう。ロボットの行為が介在するといっても、通常、ロボットは軍事投入を除けば犯罪目的で使用されるわけではないから、意図的な犯罪行為が介入するわけではない。考えられる事例としては、ロボットが看病や障害者

の世話に投入される場合であり、この場合には、評価に値する目的を追求し、決断を行っているともいえる。しかしこの決断をよく見ると、ロボットが決断しているというより、ロボットがどのような行為の選択肢を有しているのかという問題である。それゆえ、ロボットの使用者、例えば介護会社のオーナーの態度への帰属が問題とされるべきである。

このようにして、ロボットの態度を信頼して行動することは許されないというべきである。これは、刑法において信頼の原則と呼ばれる問題であり、子供の態度を信頼することが許されないと同様の問題である。介護に青年を投入する場合には、信頼が許されるものの、ロボットの投入においては、ロボットを適切に観察し、いつでも介入できるよう準備が必要である。なぜならロボットは今後当分の間、状況の法的判断や法に対する尊敬からの行為というものが認められないからである。ロボットの使用者が、彼の監視義務を怠る場合には、刑法的な制裁が加えられるべきなのである。イエルデンはこのように記述して論文を締めくくっている。

Ⅲ. コメント

以上のようにして、イエルデンは行為帰属、つまり自由にに基づき引き起こされた結果の帰属がロボットでは認められず、さらに仮に行為帰属が認められたとしても次の段階である責任帰属、つまりロボット自身が法に反することを決断した(という評価の)自由が否定されざるを得ないとする。それゆえ、冒頭であげられたライン事件においても、そして介護ロボットの投入事例においても、ロボットへの結果帰属は否定されるという結論が導かれる。

現在の刑事実務においては、ロボットへの帰属が行われ、ロボットが被告人とされた事例は、おそらく世界中で皆無であろうから、イエルデンの導く結論それ自体は刑事実務家には受け入れやすいものかもしれない。しかし以下のような点から、私は、イエルデンの議論を支持することが出来ない。

第1の疑問は、行為帰属の段階でのイエルデンの議論についてであ

る。人間が意思自由を有するかという刑法学における難問は、ここでは置いておこう。仮に意思自由を有して人間が行為しているのであると仮定しても、意思自由は第三者的観点から観察するしかない。つまり、犯罪行為を行ったその本人が、実際に、現実に関心であったかは、知り得ず、第三者的観点から観察して満足するしかないのである。人間の場合に第三者的観点から意思自由が確認されれば足りるとするのであれば、ロボットについても第三者的観点から意思自由を観念することは、彼の行為帰属の議論と矛盾しないというべきなのではないだろうか。ロボットが意思自由を有しているか、つまり自由に決断をしているかを判別する際に、イエルデンは、チューリングテストを例として参照する。おそらく現状のナビのようなロボットは、チューリングテストにすら合格しないので、意思自由を問題とするまでもないと考えているのであろう。もしそうだとすると、イエルデンは、ロボットへの結果帰属を、理論的に完全に否定しているのではなく、現状のロボット工学やロボット技術を前提にすると結果帰属は否定されるべきであるという、条件付きの議論を行っているに過ぎないことになるのではないだろうか。

次に第2の疑問は、責任帰属の段階での議論である。イエルデンは、仮に(意思)自由によって引き起こされた結果帰属を問題とする行為帰属の段階をクリアしたとしても、なお自身が法に反することを決断しうる(評価の)自由を問題とする責任帰属の段階において、ロボットの責任追及は断念されるべきであるという。つまり、責任帰属が認められるためには、刑法的な非難を可能にするような自由が存在しなければならないところ、ロボットにはやはりそれも観念できないというのである。しかし、本当にロボットは自らが法に従いあるいは反する決断をする自由を有していないといえるのであろうか。イエルデンは人間の場合には意思自由という、経験的には発見することが出来ず、また脳科学的にも確認されていない要素の存在を肯定する。にもかかわらずロボットの場合には、経験的に発見されておらず、現在のロボット工学では確認されていない要素の存在を否定するのである。両者の場合の異なる取り扱いには、整合性がないというべきではないであろうか。

さらに第3に、ロボットと人間の間に関心的な差を見いだすイエルデ

ンは、ロボットと人間をどのように区別しているか、明らかではない。確かに現状では、ロボットと人間は、外観だけでなくコミュニケーションを試みることで比較的容易に区別が可能である。しかし将来、ロボットがまるで人間のように振る舞い、違法行為を避け、そのことを非難しうるほどにロボット工学が進歩した時点では、サイボーグ⁽⁶⁾のように、人間と機械の融合が進んでいるはずである。そうだとすると、刑法が適用される人間と、適用されない存在の差異をどこに見いだすのか、明確な基準を示す必要があるというべきである。もしかすると、それほどまでに科学技術が進化し、人間とロボットの差異が不明瞭になる未来には、脳科学的にも、意思自由が存在しないことあるいは存在することが立証されているのかもしれない⁽⁷⁾。いずれにせよ、イエルデンの見解は、主体と評価される範囲を画する基準が必要であるというべきである。

このようにしてみると、ロボットへの刑法的帰属を否定するイエルデンの議論は、今後数世紀にもわたっても同様に妥当し続ける程の通用力があるとは考えられない。それゆえ今後刑法学は、ロボットの結果帰属を問題とし、検討していく必要があるのではないであろうか(もちろん、ロボットが諸法において、権利義務の帰属主体であることの確認、整備が進まなければならないし、また刑罰の形、あり方さらには刑法各則の構成要件は相当改められなければならないのは明らかである)。

その際に、どのような点から考えるべきなのであろうか。その答えを見つける1つの方法は、イエルデン自身が示唆したように、人間を高性能なロボットであり、高性能なロボットへの帰属はすでに既存の刑法理論、刑法実務においても可能であり、もしくはすでに行われていると解することではないであろうか。

行為者が違法な事実を有責的に実現した場合に犯罪が成立するという

(6) すでに小名木明宏「科学技術時代と刑法のあり方：サイボーグ刑法の提唱」北大法学論集63巻6号(2013年)2152頁以下がこのような可能性について検討を行っている。

(7) 現在に至るまでの意思自由をめぐる脳科学の発展については、*Thomas Hillenkamp, Hirnforschung, Willensfreiheit und Strafrecht -Versuch einer Zwischenbilanz-, ZStW 127, 2015, S. 10 ff.* が詳しい。

既存の刑法理論が多く認める命題を簡単に検討してみよう。まず、違法な事実が認められるためには少なくとも法益状態の不良変更が必要であり、法益状態を不良に変更することは、ロボットによっても可能であろう。一部の論者らはロボットには目的的行為、あるいは人格的行為がなく結果帰属が認められないというかもしれない。あるいは、刑法は結果無価値の惹起のみに着目しているわけではないと反論するかもしれない。しかしながら目的的行為論も人格的行為論も刑法上唯一の行為論ではないし、また結果無価値以外の要素を刑法の発動契機を要求する見解も唯一の見解ではないから、ロボットに対する刑法の適用を妨げる決定的な理由とはならないというべきである。次に、有責のと評価される場合についても、ロボットを動機づけることは出来ない、あるいは非難が不可能であるとの反論があるかもしれない。しかし違法な事実を避けるよう行動制御することを、ロボットに要求することは不可能ではない。というもの、最初に述べたように人間は高性能なロボットであって、高性能なロボットには典型的にそのような行動制御が可能であることが前提だからである。たしかに高性能とはいえないロボットについては刑法による制御が出来ないというのは事実であるが、それは子供のような、比喩的に言えば高性能とはいえない人間の場合であっても同様であって、すべてのロボットに問題となるわけではない。

以上のようにして、ロボットに対する刑法的な帰属の議論は可能でありまた展開の余地があると評価するべきであろう。我々法律学の立場からでは、ロボット工学がどの程度進歩しており、どの程度発展が見込まれるのかを、適切に理解することは難しいと言わざるを得ない。そうだとすると、ロボットの進化を理解せず、さらにはロボット工学を度外視して、ロボットに対する刑法の適用を一律に排除するような論調には、慎重な態度を示すべきである。また、ロボットに対する刑法の適用は、刑法体系が大幅に進化する契機となるとも考えられる。今後の議論の展開が期待される。